

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 211 回国会法律案等 N A V I 「租税条約 2 件（アゼルバイジャン、アルジェリア）」
著者 / 所属	目黒晋太郎 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	455 号
刊行日	2023-4-14
頁	41-42
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230414.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013）／ 03-5521-7686（直通））。

租税条約2件（アゼルバイジャン、アルジェリア）

1. 日本の租税条約の概況

租税条約とは、企業等による国際経済活動について、国家間の税制の違いにより生じる二重課税や脱税・租税回避行為に対処し、自国の正当な課税権を確保することを目的に締結される国際約束である。日本は2023年3月1日現在、84件（151か国・地域に適用）の租税条約等を締結済みであり、第211回国会（常会）には2件（アゼルバイジャン（閣条第5号）及びアルジェリア（閣条第6号））が提出された。

今国会提出の2件を含む日本の租税条約は、経済協力開発機構（OECD）の「モデル租税条約」を基礎としており、その内容はおおむね共通している。具体的には、二重課税を除去するため、①投資先国（源泉地国）が課税できる所得（事業利得や投資所得（配当、利子及び使用料））の範囲や限度税率（課税の上限）を確定する規定、②条約の規定に適合しない課税をめぐる紛争解決のため、税務当局間の合意に基づいた相互協議手続等を定めている。また、脱税・租税回避行為を防止するため、①税務当局間において租税に関する情報交換を行う規定、②相手国の租税債権の徴収を相互に支援する規定（徴収共助）、③租税条約の特典（免税等）の濫用を防止する規定等が設けられている（詳細は次頁表を参照）。

2. 今国会提出の租税条約2件の署名の経緯

（1）日・アゼルバイジャン租税条約

カスピ海に面し、アジアと欧州を結ぶ要衝に位置するアゼルバイジャンは、石油やガスなどの天然資源に恵まれ、特にカスピ海沖の油田や石油パイプラインには日本の石油開発関連企業や商社が参画している。日本との関係においては、両国間の経済関係の更なる発展のため、具体的な意見交換を行う場として設置された「日本アゼルバイジャン経済合同会議」が1999年の初開催以来、これまでに11回開催されており、両国の経済関係の深化に大きく貢献している。また、アゼルバイジャンには卸売・小売、製造、農・林業等18社（2022年10月現在）の日系企業が進出しており、2022年に両国は外交関係樹立30周年を迎えた。

アゼルバイジャンは1986年に発効した日・ソヴィエト連邦租税条約をソ連崩壊後も承継しているが、発効後30年以上が経過している中、両国の投資・経済交流を更に促進するため、現行の租税条約の内容を全面的に改正することとなった。日・アゼルバイジャン両国政府は2021年5月に政府間交渉を開始し、2022年5月の実質合意後、同年12月27日、日・アゼルバイジャン租税条約に署名した。

（2）日・アルジェリア租税条約

アフリカ大陸では第1位の面積を有し、地中海に面するアルジェリアの主要産業は、石

油・天然ガスを始めとする炭化水素部門であり、欧州へのエネルギー供給拠点となっている。また、アルジェリア経済が資源輸出に依存する中で、テブン大統領のイニシアティブの下、産業の多角化を目指し、新投資法の策定等、ビジネス環境の整備が進められている。なお、同国に進出している日系企業は、石油・天然ガス分野を中心にインフラや建機、輸送機械等の23社（2022年現在）となっている。

日本としては、アルジェリアが日本・米国を除くG7諸国、中国、韓国等約40か国・地域との間で租税条約を締結しており、また、更なる日系企業の進出が期待される中で、課税範囲や限度税率の法的安定性や予見可能性を高める必要があった。これらを踏まえ、日・アルジェリア両国政府は2022年6月に政府間交渉を開始し、同年7月の実質合意後、2023年2月7日、日・アルジェリア租税条約に署名した。

表 今国会提出の租税条約2件の主な内容

項目		アゼルバイジャン (現行)	アゼルバイジャン (改正後)	アルジェリア (新規締結)
進出日系企業数 ※1		18社		23社
日本への進出企業数 ※2		1社		なし
事業利得 ※3		○	○ ※4	○
投資所得 ※3	配当	15%	7%	5% (親子会社間) 10% (その他)
	利子	免税 (政府受取等) 10% (その他)	免税 (政府受取等) 7% (その他)	免税 (政府受取等) 7% (その他)
	使用料	免税 (著作権) 10% (その他)	7%	10%
相互協議		○	○	○
税務当局間の 相互支援	情報交換	○	○	○
	徴収共助	-	○	○
特典の 濫用防止	PPT ※5	-	○	○
	第三国PE ※6	-	○	-

※1 アゼルバイジャンは2022年10月現在、アルジェリアは2022年現在

※2 2023年3月現在 ※3 投資先国 (源泉地国) が課税できる所得

※4 OECD承認アプローチ (AOA) を採用

本支店間の内部取引を網羅的に認識し、独立企業原則を厳格に適用して計算

※5 「主要目的テスト」：条約の特典享受が取引等の主要な目的の1つであったと認められる場合は特典を認めない規定

※6 第三国に存在する恒久的施設に帰属する一定の所得について特典を認めない規定

(出所) 外務省資料及び財務省資料を基に筆者作成

めぐろ しんたろう
(目黒 晋太郎・外交防衛委員会調査室)